公正競争ワーキンググループ（第７回）

議事録

1. 日時

令和６年５月27日（月）15：00～17：00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、大橋弘（東京大学 副学長/大学院 経済学研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村暢史（中央大学 法学部 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事／ＩＴ研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】　皆様、本日は御参加いただきまして、どうもありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから公正競争ワーキンググループ第７回会合を開催いたします。本日の会議については、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴についても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただいております。

それでは、まず事務局からウェブ会議システムの関係での留意事項を御説明お願いいたします。

【事務局（田中）】　事務局です。本日は御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。

資料については、資料７－１から資料７－４まででございます。なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれているため、システムにおける表示では傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめお送りしております資料を御覧ください。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

以上です。

【山内主査】　よろしゅうございますかね。それでは、議事に入りたいと思います。議事次第にありますように、今日の議題は、電気通信分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方についてであります。まずは、前回会合の内容について振り返った後に、今日の議題について検討したいと思います。なお、本日もＮＴＴグループとして、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本からも会合に参加をいただいております。

それでは、前回会合における主な意見等やＮＴＴ東西の業務の在り方、ＮＴＴグループに関する公正競争の確保の在り方に関する検討課題、資料で言うと７－１から７－３までになりますけれど、これについて事務局からまず御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】　事務局でございます。まず、資料７－１に基づいて、第６回会合の主な意見等について御説明を差し上げます。

１枚めくりまして、こちらでございます。まず、アクセス部門の運営主体の在り方については、コストベネフィットの観点からよろしくないのではという御意見ですとか、この議論の出発点がＮＴＴと他事業者との間の同等性の確保であり、これがアクセス部門の分離以外の手段で実現可能か等の議論が必要といった御意見がございました。

次に、ＮＴＴ持株による事業の実施の在り方につきましては、ＮＴＴ持株による事業の実施の必要性のほか、本来業務や公正競争への影響に関する意見がございました。

次のページに移りまして、ＮＴＴグループに関する公正競争条件の確保の在り方についてでございます。こちらは前回会合におきまして、西村暢史構成員から、法的に位置付けること等に関する御発表がございまして、それに対する御賛同の御意見があったところでございます。

３ページ目に移りまして、電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保の在り方についてでございます。こちらも西村暢史構成員から、グループ内の組織再編について法的枠組みを設けることも考えられるのではないかという旨の御発表がございまして、こちらも御賛同の御意見がございました。最後、検証の在り方につきましても法定化の御意見があったところでございます。

以上、駆け足ではございますが、前回会合の主な意見等でございます。

それでは、次に資料７－２、第６回会合の追加の質問及び回答でございます。ページをおめくりいただきまして、まず１ページ目でございます。

最初に、ＮＴＴ持株による事業実施の在り方についてでございます。まず１ページ目、こちらのページでは、研究成果の事業化が基礎研究から事業までのフローの中でどこに位置付けられるかについてでございます。おおむね３つに大別されるということで、こちらの検討課題の資料において御説明を差し上げます。

２ページ目、いわゆる「死の谷」に関する御質問でございます。「死の谷」とは、基礎研究の成果を実用化開発あるいは事業化していく際の障壁のことで、ＮＴＴ持株自ら事業化までの助走をつけることで「死の谷」を越えたいとのＮＴＴの御意見でございます。こちらも、後ほど検討課題の資料において御説明を差し上げます。

３ページ目、研究成果の事業化以外の非電気通信業務を行う考えについてでございます。こちらについては、現時点で具体的な分野を想定されていないということですが、持株での実施を検討することはあり得るとのことでございます。

４ページ目、改めてＮＴＴ持株で事業を実施する必要性に関するＮＴＴの御意見でございます。持株で事業を実施できないことによって、子会社の新設等のコストが生じるなど支障が生じているということでございまして、基礎研究を行う持株が「死の谷」を越えるまで助走した方が円滑な事業が可能とのことでございます。

５ページ目から７ページ目までは研究成果の事業化等の実施に当たりまして、本来業

務や公正競争に支障がないことを事前に検証することに関する各オブザーバの御意見でございます。これに関しましては新たなサービスでありますので、事前に市場への影響等を適切に判断することは困難であるという御意見がある一方で、個別に事前に検証すべきとの御意見もございました。

飛びまして８ページ目でございます。このページ以降は、累次の公正競争条件やグループ内の合併等審査に関する追加の御質問と回答でございまして、別途検討課題の資料で取りまとめておりますので、そちらで御説明を差し上げます。

以上、第６回会合の追加の御質問及び回答でございます。

それでは、資料７－３を御覧ください。こちらが、前回会合の検討課題の振り返りでございます。

まず１つ目、ＮＴＴ持株による事業の実施の在り方についてでございます。下の図を御覧ください。先ほど追加の質問と回答のところでも御説明申し上げましたけれども、ＮＴＴからの追加の御説明に関する絵でございます。基礎研究から事業までのフローについて、おおむね３つに整理をいただきました。まず１つが「基礎研究」、次に「実用化開発・事業化」、そして「事業拡大」という大きく３つのフローに分かれるということでございます。赤字で書いてございますとおり、「実用化開発・事業化」のところに、今回御要望のある研究成果の事業化が該当するとのことでございます。また、「死の谷」につきましては、基礎研究から実用化開発・事業化までの間にある支障のことをいうとのことでございます。下のオレンジの枠の矢印でお示ししておりますとおり、基礎研究を行うＮＴＴ持株におきまして、「死の谷」よりもさらに越えて、事業化まで助走することによって円滑な事業化が可能ということでございます。なお、事業化の後についてどのように取り運ぶかということでございますけれども、事業拡大のフェーズに入りましたら、グループ会社等で引き継げるのであれば、グループ会社等で実施を想定ということで、持株で実施することも否定されていない状況でございます。

こういったＮＴＴからの追加の御説明を踏まえまして、改めて上の検討課題でございますけれども、ＮＴＴ持株の業務範囲を見直す必要があるかという点、そして大きく２つ目の点でございますけれども、ＮＴＴ持株の業務範囲を見直す場合、どのような事業まで実施を可能とすべきか、あるいは実施要件として、本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保に支障のないこととすべきとの意見がございましたけれども、どのような要件や手続とすべきかについて御意見を賜れれば幸いでございます。

次の論点、ＮＴＴに対する累次の公正競争条件についてでございます。先ほど、競争事業者等の御意見について御説明を差し上げるということで、まず下の方を御覧ください。ＮＴＴの意見と競争事業者の意見を並べて記載してございます。こちらが総論でありますので、こちらでざっと説明を差し上げます。

まず、ＮＴＴにつきましては、ＮＴＴ持株に関する部分について見直しを行っていただきたいということでありますけれども、ＮＴＴ東西に関する部分については引き続き遵守するということでございます。なお、ＮＴＴ東西に関する部分についても、既に法定化されているもの、これについては維持する意義を失っているという御意見でございます。そして、法定化等に関するお考えでございますけれども、法定化の必要性の有無を慎重に見極めることが必要であって、現在、累次の公正競争条件が検証されております市場検証会議における検証等に協力するお考えとのことでございます。

他方、右側、競争事業者の御意見でございますけれども、累次の公正競争条件は基本的に維持あるいは強化すべきということで、実効性の確保等のため法的な位置付けを与えるべきであるという御意見でございます。また、検証に関しても、実施することが適当であって、検証の結果等を踏まえた措置の実効性の確保のため、検証の場を法定化すべきという御意見でございます。

次のページ以降が各論、それぞれの公正競争条件に対する御意見でございます。これに関しては、個別の意見をお出しいただいた事業者とそうでない方がいらっしゃいますので、あったものについてのみ記載をしているところでございます。かいつまんで御説明差し上げますと、まずネットワークの公平な提供について、ＮＴＴからは事業法に規律されていると。他方、ソフトバンクに関しては、事業法に規律が存在するけれども、ＮＴＴ東西とＮＴＴドコモとの間の別個のネットワークの構築については規律が存在しないことから、引き続き規律が必要であるといった御意見でございます。楽天モバイルとＪＡＩＰＡにつきましては、理由付けにつきましてそれぞれ同じでございますので、恐縮ながら割愛させていただきたいと思います。

次に、各種の取引条件等の公平性の確保でございます。これに関しては、ＮＴＴ持株に係る部分はＮＴＴ持株で電気通信事業を行う考えはないということで不要ではないか、ただし、ＮＴＴ東西に係るものは引き続き遵守するというのがＮＴＴのお考えでございます。他方で、ソフトバンクに関しましては、内部の相互補助といった取引については、事業法の規律がないため引き続き規律が必要であると。また、ＮＴＴ持株に関し

ては、電気通信事業法の適用を受けないということから、引き続き公正競争条件での担保が必要という御意見でございます。

次に、在籍出向及び役員兼任の禁止で、特に在籍出向の部分に関してでございますけれども、これはグループ運営を円滑化するという観点から見直してほしいというのがＮＴＴの御要望でございまして、他方で、ソフトバンクからは、グループ会社間の情報の流通につながるほか、規制遵守のインセンティブ等が希薄になるおそれがあるため、維持又は強化をすべきだというところでございます。

独立した営業部門についても、禁止行為規制の有無等について、ＮＴＴとソフトバンクから御意見があったところでございます。また、顧客情報その他の情報の公平な提供に関しても、既に事業法で規律が存在するという点については、ＮＴＴ、ソフトバンク同じでございますけれども、それを引き続き遵守するか、あるいは累次の公正競争条件も必要かという観点でございます。

このページの最後、共同資材調達の扱いについては、対象資材の制限を撤廃していただきたいというのが前回会合でもＮＴＴからございました。ソフトバンクに関しては、引き続き維持すべき、さらにＪＡＩＰＡにつきましては、公正競争の懸念をさらに見極める必要があるという御意見でございます。

おおむね皆様の意見が一致しているのが、研究開発成果の公平な開示等でございます。これについては、先般のＮＴＴ法改正によって研究に関する責務が撤廃されたことに伴って、見直しあるいは廃止することが適当であるということでございます。その他、追加すべき類型等については御覧いただいているとおりでございます。

こういった累次の公正競争条件につきまして、主に条件が課される対象ですとか条件の内容について、対象や類型を追加、廃止することを含めて、条件ごとにそれぞれ見直すべきか、現状維持すべきかという点、もう１点が、法定化ですとか検証の内容、手法についてどう考えるかという点、これらについて御議論いただければと存じます。

飛びまして６ページ目、合併等の審査でございます。これについては、ＮＴＴと競争事業者の御意見でこういったものがございます。基本的にＮＴＴに関しては、事前審査は不要ではないかというところで、競争事業者については、グループの再編について事前審査や認可が必要ではないかというところでございます。また、競争事業者の中でも、ＮＴＴグループに限定するか、あるいは市場支配的事業者に関するものについて審査をすべきかという点は両方意見があったところでございます。こういった御意見等も踏ま

えながら、グループの再編について、禁止行為規制の潜脱ですとか、あるいは隣接市場への影響の変化等の可能性が考えられるところ、審査することとすべきかという点。審査することとする場合、対象となる再編や審査内容についてどう考えるかという点でございます。

ここまで前回会合の部分でございまして、追加で今回１点、ＮＴＴ東西の分離の在り方についても御議論いただければと存じます。これについて以前取り上げたときに、林構成員から、ＮＴＴ東西の比較ができるようなデータをお示しいただきたいという旨承っておりまして、それについてあまりいい比較の資料がなくて恐縮ですけれども、８ページ目、９ページ目でお示ししているところでございます。

もともとＮＴＴ東西の分離の趣旨が比較競争によるヤードスティックでありまして、当時は競争事業者が出てくることがあまり想定されておりませんで、基本的にＮＴＴによって提供されるということだったので２つに分けたという趣旨だったかと存じます。市場環境の変化を踏まえというところで、８ページ目の右側の表にございますとおり、競争事業者が、自己設置で行う事業者が出てきたところでございます。ただ、営業収益の部分でもやはりＮＴＴ東西、桁が違うというところで、これが仮に統合されてしまうと、競争事業者からは、設備競争の減退の懸念ですとか、市場支配力がさらに高まるおそれがあるといった御意見があったところでございます。従来の比較競争に加えて、こういった公正競争の観点も東西分離の趣旨に１つ加わってきたのではないかと考えられるところでございます。

また、営業収益、営業費用につきましては、ＮＴＴ東西、グラフが縦に短くて、分かりづらく恐縮でございますけれども、特に営業収益に関しては、西の方が減少度合いが著しい一方で、営業費用に関しては東西それほど大きく差はございませんので、効率化の観点からは、ＮＴＴ西の方が効率化しているといえるのではないかと考えてございます。

次のページ、９ページ目に関しましては、特にコストという観点から、加入光ファイバの接続料ですとか卸の部分について比較表を載せてございます。こちらは別の検討会でもお示ししている資料かと思いますので、御覧いただければと存じます。こういったことを踏まえて、比較競争による非効率性の排除等の東西分離の趣旨ですとか、接続料、卸料金の差異、あるいはサービス競争、設備競争に与える影響等の観点から、ＮＴＴ東西の分離の在り方についてどう考えるかという問いを立ててございます。

以上４つ、今回検討課題として御議論いただきたいものでございます。駆け足で恐縮ですけれども、以上、事務局からでございます。

【山内主査】　どうもありがとうございました。今事務局から、資料７－１から資料７－３まで御説明いただきました。議論ですけれども、意見交換、特に今御説明いただいた資料７－３、いくつかのテーマがございました。そのテーマごとに、これから議論をしたいと思っています。というのは、これをまとめていって我々なりの方向性を出していくわけですが、これまでもいろいろ議論をいただいておりますけれども、その内容について詰めていきたいということで、テーマごとでお願いしたいというわけです。

まず、資料７－３の１ページ、ＮＴＴ持株による事業実施の在り方についてというところであります。これについて、まずは御議論いただきたいと思います。先ほどありました「死の谷」を越えて研究開発を事業拡大していく、この件であります。皆様から御意見を伺います。

それでは、林構成員、どうぞ御発言お願いいたします。

【林構成員】　ありがとうございます。名古屋大学の林です。この論点なんですけど、持株の業務範囲のところですけれども、１点目はＮＴＴへの質問があるんですけれども、１ページの実用化開発・事業化というところと事業拡大のフローが、絵がございますけれども、この境界はどこにあるのかなというところがちょっと気になりました。と申しますのも、このフローというのはすぐれて連続的なものですので、明確な境界線があるわけでもないと思います。ですので、実用化開発・事業化から事業拡大のフローに入ったということが定量的・外形的に判断できるものなのかということを、まず確認としてＮＴＴに伺いたいのが１点目でございます。

２点目は、私は定量的・外形的に判断するというのは困難なように思うんですけど、もしそうであれば、ＮＴＴ持株が事業リスクを抱え続けるということにもなりかねませんし、最近は研究開発の投資とか実用化の投資は、非常に高額になっていますので、それがうまくいかないということになりますと本来業務にも影響を及ぼす可能性が出てくる。そうならないように、例えば総務省が個別の事業ごとに事前に投資規模等を審査して、かつ事後的にも本来業務に支障がないかどうかとか、あるいは公正競争への影響がないかどうかを審査して、その結果を踏まえて、もし問題がありそうだということになれば、問題解消措置という形で、必要に応じてＮＴＴ持株から事業を分離する、こういった形で、事前規制と事後規制をうまく組み合わせる形で問題解消措置、そういった

担保措置を講じ得ると。その上で、ＮＴＴ持株の業務範囲自体は緩和するということが考えられるんじゃないかと今のところ思っているところです。後半はコメント、意見ですけれど、前半の質問につきまして、もしよろしければＮＴＴに御回答いただければと思います。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。ＮＴＴから御回答いただけますでしょうか。いかがでしょう。

【ＮＴＴ】　ＮＴＴの城所でございます。よろしいでしょうか。

【山内主査】　どうぞお願いいたします。

【ＮＴＴ】　ありがとうございます。林構成員、御質問ありがとうございます。御質問いただいた「死の谷」の境界線をどのように定義できるかという点でございますが、おっしゃったとおり、ものによってはこの連続性というもの、あるいは境界線というものが曖昧になる。そもそも、基礎研究というものの範囲が厳密にどこまでかというのは、それは分野によって変わってくる部分も当然あると思いますので、そこを一義的に客観的にばちんとどこかで切るということは厳しかろうと想定しているところでございます。

あと、後段、コメントでいただいたところについても少しコメントさせていただきたいが、例えば、そういった事業化をする際の種を持っている状態で、こういう事業化をしたいというところをある意味、どこまで事前にオープンにできるのかという問題と、それから、結局そういうシーズ、事業の種みたいなものが、どの市場でどう花開くかというのも、ある意味、テストマーケティングでやってみないと分からないので、事前にどこまで影響を推しはかることができるのかというところも含めて、そこはいろいろまた議論があろうかとは思いますが、まずは一旦御質問については回答させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございました。

林構成員の次に、高橋構成員が御発言を御希望です。どうぞ御発言ください。

【高橋構成員】　高橋でございます。今、林構成員の御質問とかぶるところで私なりの意見がありまして、今スライドへ映しております、どこを事業拡大するかというところでいくと、１つは定量的なことでいうとすれば、黒字に転換した時点で、関連子会社、事業会社に移行するというのは１つの考え方だと思います。そのときに、黒字になるまで

ずっと持株がやるのかというと、そういうわけにもいかないと思います。まずは、さっき林構成員もおっしゃったようなことでもあるんですけれども、事前審査で１つ枠をはめるという、投資規模等々を決めるということと、それと事業セグメントをはっきりさせて、それに対する費用と収益の配分、割当てというルールを決めた上で赤字か黒字かを判定して、通常の事業だったら３年赤字が続けばメインバンクが手を引いたりするというのもありますので、これが３年かどうかというのはまた議論が必要でしょうけれども、決めた期間、赤字が出るようだったら、それはもうストップして、被害といいますか、損失が、本来業務に支障を与えないようにするためにストップさせるというような事後審査が必要になってくるかなということで、そういった事前と事後をかちっと決めてしまうことで、そういう条件を付けて限定的に認めるというのは考えられるんじゃないかなと思いました。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

それでは、大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】　大谷でございます。音声だけで失礼します。これまで林構成員、高橋構成員がおっしゃってきたのと似ている考え方になると思うんですけれども、私自身もせっかくこれまでＮＴＴ持株が研究成果を出してきたものを何とか事業化して、社会の役に立てていただくのは望ましいことではないかと思っております。ぜひ「死の谷」を乗り越えるまでの対応をいただきまして、事業化に向けて進めるような仕組みにしていただく必要があると思っております。

他方、そのために本来業務がおろそかになってはいけないと思いますので、例えば事業の種類をある程度限定するとか、あるいは投資の規模はある程度制限するといったことも必要だと思いますし、これまで御提案のあった事前検証、事後検証のために必須だと思うんですけれども、事業化のための会計分離をしていただくということで、「死の谷」を越えて単独黒字になって、再検証の機会をまたつくるためにも、会計の分離のルールを明確にし、「死の谷」を越えたと判断しましたら、今度は公正競争の観点で影響がないかということの評価も含めて評価を行いまして、ＮＴＴ持株がそのまま続けていただくのが適切なのか、あるいは別の主体で実施するのか、公正競争の観点から何らかの枠をはめるのかといったことを改めて評価するような二重のチェックを導入しながら解禁するというのはどうかなと考えておりました。ですので、ほぼ重複しているような意見

になってしまって恐縮ですが、これまでの御意見に賛同させていただきたいと思います。

以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

それでは、次は西村暢史構成員、どうぞ御発言ください。

【西村（暢）構成員】　ありがとうございます。中央大学の西村でございます。私からは、コメント１点ということでございます。現行の法形式に固執したコメントとなりますけれども、持株はその業務範囲というものが、設立経緯と目的から、現行ＮＴＴ法１条と３条に基づいて、持株機能と基盤的技術の研究としてきたことについて、これらの範囲をどのような理由、根拠で変えるのかというのはやはり慎重に考えるものと考えております。

例えば資料７－３の１枚目の最初の丸、３枚目で次のテーマになりますけれども、在籍出向等の欄のＮＴＴの御意見で、ＮＴＴ持株は電気通信事業を行わないとされております。そういたしますと、東西に対する持株機能による電気通信事業にも影響を及ぼし得る状態は維持されると同時に、さらに累次の公正競争条件において、持株と各事業会社の間で在籍出向を認める対象事業者、つまり、出向先が電気通信事業者ということになります。そして、これらに非電気通信業務が加わり、結果として直接、間接に電気通信、非電気通信の両方を扱っていく状態が創出されることになるのかなと思われます。

持株機能と基盤的技術の研究に関しては、今回示していただいたフローの境目が曖昧という点も踏まえますと、法の適用対象が曖昧になるような懸念も出てくるのではないかということから、持株機能と基盤的技術といった現行制度は、基本的な枠組みとして維持することがスタート地点と考えております。

私からは以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

その次は相田構成員、どうぞ御発言ください。

【相田構成員】　相田でございます。これまで皆様がおっしゃったことにかなりかぶっているんですけど、ちょっとだけ違った観点で申しますと、今回、公正競争ワーキンググループというのが我々のタイトルで、基本的には事業者間の競争という立場なのかなと思いますけれども、研究の事業化ということでいいますと、大学ですとか研究開発法人といった研究機関は他にもあるわけで、そういうところでは、こういう実用化は別のところに移してやるのが普通であるわけです。だから、大学発の研究はあまり役に立たな

いんだとか言われるかもしれませんけれども、やはり今、各構成員がおっしゃったように、本来業務に影響がないのかとか、どこで線が引けるのかということも考慮して、何らかの形できちんとそういうことが分離、検証できるような形でやるとしてもやっていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

大橋構成員、どうぞ。

【大橋主査代理】　ありがとうございます。ちょっと皆様と違う表現になっちゃうのかもしれないんですけど、基礎研究と、あと事業の採算性が取れるところの境目がどこかとか、事業の規制とか線引きの枠をはめると、ある意味、事業を殺しちゃうことにもつながりかねないのかなという懸念が他方であるのかなと思います。そもそも金融とか株主のプレッシャーの中で、事業経営の中でこういうことは考えていただければいいのであって、赤字にずるずるお金を費やしてしまう懸念が仮にあるんだとすると、それって相当程度、株主等の注意義務とかの話にもなるのかなという感じもします。よって、本件に関してはきちっと透明性のある形でやっていただくことをもって進めていただくことであれば、必ずしも規制を強化するとか、そういう形で進めるようなことでもないのかなという感じがしています。ちょっと別の観点の意見もあった方がいいだろうと思って申し上げました。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。両方の意見ということで伺いました。

構成員の方で他に御発言の御希望いらっしゃいますか。よろしいようでしたら、ソフトバンク、どうぞ御発言ください。

【ソフトバンク】　山田です。ありがとうございます。今回、ＮＴＴから御要望がある研究成果の事業化という観点のみで言えば、影響は非常に限定的で、一部条件付でＮＴＴ持株の業務範囲を見直してもいいんじゃないかというような、今、雰囲気を感じ取っているところではあるんですけれども、これは内容としてはもしかしたらそうなのかもしれないんですけれども、これまでのＮＴＴ法であるとか事業法であるとか公正競争条件、その辺りの法の枠組みであるとか、そういったことを踏まえると、相当慎重に検討する必要があるんじゃないかなと思っています。

先ほど西村暢史構成員がおっしゃったことと近いんですけれども、そもそもＮＴＴ持

株は事業法の対象外にもなっていますし、そういった前提で様々な条件が組まれているように思います。公正競争条件でも、ＮＴＴ東西と、例えばＮＴＴコムの間とか、そういったことでＮＴＴ持株が外れたりであるとか、そういった様々な法規制がなされたりしています。したがって、ＮＴＴ持株が今回事業を行えるとなった場合に、ＮＴＴグループ全体で事業の様々な自由度が圧倒的に高まってしまうんじゃないかという懸念があります。出向等においても、例えばＮＴＴ持株を経由することでＮＴＴ東西間も自由度が高まったりであるとか、現行の法制度がもともとＮＴＴ持株が事業をやらないという前提で組まれている中で、ここを許容することは、これまで維持されてきたＮＴＴ法であるとか事業法全体の在り方に関わるんじゃないかなと思いますので、単純にここの部分の影響だけで良い悪いというのを決められる話じゃないんじゃないかなと考えております。

私からは以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。事前事後の組合せでいろいろレギュレーションをかけるという話と、それから大橋主査代理が、それだとちょっと縛り過ぎるんじゃないかという、こんな発言があったのかなと思っておりますが。よろしければ、皆様の御意見をいただいて、また最後にどうするかというのは考えたいと思います。

２つ目のテーマに行きたいと思いますが、２ページ目はＮＴＴグループに関する公正競争条件の確保の在り方についてであります。これについて御意見を伺いたいと思います。

ＫＤＤＩがあれですかね。そうしたら、オブザーバの方、最後のところでお話を伺うことにしたいと思います。時間の様子を見て、すみませんけど、そうさせてください。

【事務局（榎）】　山内主査、すみません、この観点、ちょっと分かりにくくて恐縮なんですが、累次の公正競争条件の検討課題１の２ページ目と、あと合併等審査も併せて皆様の御意見を伺っていただければ幸いです。

【山内主査】　なるほど。分かりました。それじゃ、今御指摘あったように、両方併せて議論したいと思います。

これについて、林構成員、どうぞ。

【林構成員】　毎度トップバッターで恐縮です。累次の公正競争条件なんですけれども、ＮＴＴは、先ほど議論のありましたとおり持株は電気通信事業を行わないので、ＮＴＴ

持株に関する条件を見直すべきだと主張しておられるわけですけれども、他方で、ＮＴＴ持株はＮＴＴ東西の株式の100％保有を義務付けられていて、現に保有しているということですので、株主権の行使を通じてＮＴＴ東西の情報を知り得る立場にありますし、また、ＮＴＴ東西から株主として配当も受領し得る立場にありますので、少なくとも外形的には、ＮＴＴ持株をハブとして、それを通じて、ＮＴＴドコモとかＮＴＴデータ等へ情報が流されたり、あるいは取引を通じて、グループ内優遇あるいは補助が行われるおそれがないとはいえないと思います。

もちろん実際にこういうことが行われているわけではないんですけれども、外形的にはそういう一般的な懸念があるという意味です。その意味で、ＮＴＴ持株が電気通信事業を行わないから課さないというのはちょっと短慮ではないかなと思います。その意味では、ＮＴＴ持株についても引き続き累次の公正競争条件を課しておく必要もあるんじゃないかと思います。折しも先年、大手電力会社による新電力の顧客情報の情報漏えいとか不正閲覧が問題になりましたけれども、電力のように発送電が法的に分離されていてもそういった事件が起きましたので、ましてや資本的に結合していればなおさらというところも一般論としてはあるような気がしますので、今直ちに規律を撤廃するのはどうかなと思います。

２点目は、規律の手法ですけれども、前回もちょっと発言したんですけど、累次の公正競争条件については、市場環境の変化に応じて見直しを行った上で、今日的にも必要なものは法定化することが適当ではないかと申しました。その際、市場環境の変化によってその都度必要なものも変化することが想定されますので、規律が課される対象というのは、法律では一定の範囲をまず定めて、例えば特定関係事業者制度みたいに、一定の範囲をまず定めて、その中で必要な事業者を個別に指定できるという形にして、かつ、規律の内容も全て法律に書き込むというのではなくて、法律に列挙すると、どうしても漏れとかあるいは潜脱といったことが出てきますので、規律の在り方としてフレキシブルにする方が実効性が保てるんじゃないかなと思います。具体的には、例えばバスケットクローズみたいなものを置いて、電気事業法のように省令委任にすることも考えられるんじゃないかと思います。

それと、共同資材調達の扱いですけれど、これは、現在では他の事業者も参加可能なスキームになっていて、一定程度緩和しても公正競争上問題ないんじゃないかと思います。また、研究開発成果の公平な開示も、ここはＮＴＴや競争事業者の意見も一致して

いたと思うんですけれども、研究成果の普及責務の撤廃を踏まえて廃止してもよいのではないかと思います。

とりあえず以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

それでは、高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】　高橋です。まず、今ちょうど映っているところにもありますけれども、ＮＴＴが見直しをしてほしい、ＮＴＴ持株に関するものも見直すべきだとかという話がありますけど、現行制度で何かそれによって不都合になっているのかということだとか、見直しをするとどういうメリットがあるのかがちょっと不明というか、もうちょっと具体的に示してくれるといいかなと思いました。これが１点目のコメントです。

２番目のコメントなんですけれども、資料によると６ページのところになるんでしょうか。グループ内再編の合併等の審査のところで、ここまでまとめてということでしたので、これも行政のコストとかスピード感を考えれば、我々、管理会計の世界でいっているような例外管理みたいな考え方で、公正競争に大きな影響を与えるような再編に限って審査を行うという形で考えてもいいのではないかと思いました。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。構成員の方で他にいらっしゃいますか。

相田構成員、どうぞ。

【相田構成員】　相田でございます。共同資材調達に関して、今は対象になっているのはルータとかいう完全な汎用品であるわけですけれども、これからＩＯＷＮとかいうようなことでもって、先ほどの話じゃないですけれども、研究開発したものをすぐまた調達に結び付けるということになってくると、場合によっては、ＮＴＴ独自仕様の調達にするということになる懸念がないとはいえないということでもって、やはり他事業者との接続性等がきちんと確保される形でもって、同時に調達しなかったとしても、他事業者が同じスペックですぐに調達をかけることができるというものに限定するのがいいんじゃないかと思います。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

次は大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】　大谷でございます。ありがとうございます。これは結構難しいテーマだ

と思っているんですけれども、共同資材調達の話がちょうど出ておりましたので、先ほどから競争事業者を含めて共同で効率的な調達ができる仕組みがちゃんと機能しているかといったことについて、こちらは十分に把握しておりませんので、競争事業者から見て十分に活用できていて、それが機能できているということなのであれば、それが同時に強化できるような仕組みも含めて検討する必要があるのではないかなと思っております。

あと、在籍出向のところも御意見をいただいているんですけれども、これについては、例えば、経営に関係する立場としては、人材育成のために、在籍出向をある程度緩和するという気持ちは理解できるところがあるのですけれども、例えば金融の世界では、銀行とか証券会社での在籍出向を認めるような規制緩和が行われたときには、顧客保護などの観点でファイアウォールをより強化するということで、顧客保護のための利益相反管理の仕組みなどを各金融機関が公表しなければいけないということを求められて、ファイアウォールを強化することとの引換えに在籍出向を認めたという事例もありますので、人が出向するのがいけないというよりは、情報のコントロールが確実に実効性を持ってできるかという観点で必要な施策を採るべきだと思っております。その手段として、ファイアウォールについて対外的に透明性を持って検証することが難しいのであれば、やはり引き続き在籍出向はなかなか難しいというのを政策として取らざるを得ないという状況になるのではないかと考えております。

私から以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。今のところ、ほかにありませんので、林構成員、ＮＴＴ東西分離についても御発言いただければと思います。

【林構成員】　ＮＴＴ東西分離について発言し忘れたので、申し訳ございません。ＮＴＴ東西分離の話ですけれども……。

【事務局（榎）】　すみません。ＮＴＴ東西分離はまた次のところでいただければ。

【山内主査】　事務局、時間的に大丈夫ですか。

【事務局（榎）】　時間的には、そろそろ次に移っていただいても大丈夫です。

【山内主査】　なので、他に２番目のテーマというかな、累次の話とかがなければ、３番目のＮＴＴ東西分離について議論したいと思いますので、２番目のテーマについて、他、どなたかいらっしゃいますか。

それじゃ、林構成員、どうぞ。

【林構成員】　すみません､ちょっとフライングしたみたいで二重に申し訳ございません。

ＮＴＴ東西分離について口火を切るということで、これについても重たい課題だと思うんですけれども、私は過去の歴史を踏まえて検証するのが望ましいのかなと思います。まだその辺り、議論が足りないような気がしています。構成員御案内のとおり、ＮＴＴの再編時の議論で、ＮＴＴの競争者として期待される携帯とかＰＨＳとかそういった地域通信メディアが短期間のうちにＮＴＴの地域通信網に代替する可能性は極めて低いとされたことを踏まえて、比較競争とか相互参入による直接競争を目指して東西に分割されたというものですし、実際には地域系の設備設置事業者が生まれて、ＮＴＴ東西と競争するに至っているわけで、こういう状況を踏まえると、東西分離というのは、単に比較競争とか直接競争という視点だけじゃなくて、公正競争の観点、設備設置事業者の実施規模がＮＴＴ東西は巨大だったので分割した方がいいということで分離されたという経緯がありますので、それをもう一回統合する場合には、他の事業者との規模の格差は拡大するおそれがあって、競争条件の公正に負の影響を与えると。そういう意味では、これまで曲がりなりにも進展してきた設備競争が減退するおそれもあるのかなと。そういう意味では、公正競争の確保という観点からも、ＮＴＴ東西の統合をこの時点で認めるとか認めないというのはちょっと時期尚早な感じがしまして、もう少し一呼吸置いて検討する必要があると思っています。

それとの関係で、グループ内再編についてなんですけれども、グループ内再編についても、私は公正競争に影響を与えるような再編に絞って審査を行うことが効率的じゃないかと思っていまして、市場検証会議でもそうかねがね申しているんですけれども。グループ内再編の場合は、必ずしもＮＴＴに限定する必要はないんじゃないかと思っています。別に市場支配的な事業者はＮＴＴに限られているわけでもないので、市場支配的な事業者ということであれば、それを広く合併等審査の網にかけるということも制度としては考えられるのではないかと思います。

以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】　高橋です。東西分離に関しては多分、間接部門のコスト、間接部門が重複していることでコストが非常にかかるというところが大きな問題ではないかと思うんですけれども、それに関していえば、もう一つ、ＮＴＴのグループ内にシェアードサ

ービス会社もありますので、今も活用されていると思いますけれども、それをとことん活用した上でコスト削減をやってみて、今、林構成員がおっしゃったようなことにもつながりますけれども、それでまた、その先を考えていくということで、現状ではやれることをやってからということじゃないかと思います。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。他にありますでしょうか。それでは、一応予定した時間ということですので、議事を進めたいと思います。

次に、電気通信分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方についてということでありまして、これは資料７－４にまとまっていますね。これも事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局（榎）】　事務局でございます。まず、総論のところの１ページ目について御説明を差し上げます。今回、右のところにございますとおり、９つに細かく分けてございまして、これについて全体的にどのような位置付けに整理できるかというものがこの１ページ目でございます。従来お示したとおり、線路敷設基盤、電気通信設備、サービスという３つのレイヤーの図でございますけれども、まずサービス競争の促進のためにネットワークの開放が重要であって、それについて設備競争が必要であると。さらに設備競争を図るためには、線路敷設基盤の開放の促進が重要であると、こういった図で従来お示ししてきたところでございます。これにのっとって、今回の検討課題、様々ございますものを整理いたしますと、まず１つ目として、ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方と整理できるんじゃないかというのが検討課題１－１から１－４まででございます。接続、卸等に関するルールでございます。

次に、大きく２つ目に関して、これが線路敷設基盤の開放の促進等に関する在り方ということで整理できるのではないかというのが検討課題２－１と２－２でございます。さらに大きく総論といたしまして、ネットワークの構造の変化ですとか、これに伴うサービスやプレーヤー、影響力の変化を踏まえた大きな時代の変化の流れの中でというところが検討課題３でございまして、市場環境の変化を踏まえた電気通信事業の在り方とくくってございます。これが、電報ですとかあるいはプライスキャップでネットワークの仮想化、クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方についてでございます。今回、大きく分けてこの３つのテーマで、個別に申し上げると全部で９つというところで、検討課題で御議論いただければと存じます。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。資料の７－４の１ページ目、そこに下の右側に１－１から３－３まであって、議論としては１－１から１－４までをまず１つまとめてやる。２番目に２－１と２－２、３番目に３－１から３－３までということでお願いしたいと思います。それでは、これもそれぞれについて分割して議論したいと思います。

まず、御説明いただいた１つ目のテーマ、これについて御意見があればお願いしたいと思いますが、どなたかいらっしゃいましょうかね。

【事務局（榎）】　すみません、今総論だけでしたので、これからネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方の部分の検討から説明してもよろしいでしょうか。

【山内主査】　細かい説明がないと思って。ごめんなさいね。じゃ、お願いいたします。

【事務局（榎）】　今回、大きく３つございますので、３つごとに事務局説明と意見交換で、さらに次のテーマで事務局説明と意見交換という形でお願いできればと思います。

【山内主査】　じゃ、１番目のネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方について、まずは御説明いただいて、それで議論したいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】　ありがとうございます。事務局でございます。先ほど申し上げたとおり、ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方、大きく１つ目で、接続とか卸に関するものでございます。こちら、皆様御承知のとおりかと思いますので、この接続、卸に関する大きな制度については御覧いただければと思います。基本的に接続、卸が２種類ございまして、接続と卸で比較しますと、卸の方が相対契約を基本にして、より自由にサービス提供ができるような状況になっているということでございます。こういったことに関して、市場環境の変化を踏まえてどう考えるか。特に事業者の皆様から御意見ございました項目についてどう考えるかという検討課題を立ててございます。それが全部で４つございまして、まず、検討課題１－１、時代に即した接続ルールの在り方についてでございます。

これに関しては、主にメタル固定電話に使われておりますＬＲＩＣに関してでございます。ＬＲＩＣに関して、厳格な規律がメタル固定電話について定められているところでございますけれども、メタル固定電話についてはＰＳＴＮからＩＰ網への移行が来年の１月までに予定をされているところでございまして、さらにメタル設備に関しては2035年頃を目途に縮退せざるを得ないとＮＴＴから表明があったところでございます。

ただ、こういったメタル固定電話につきましては、引き続き当面の間はＬＲＩＣに基づいて接続料が算定されることになってございますので、こういったことも踏まえながら、メタル固定電話に関する今後の接続ルールの在り方についてどう考えるかという検討課題が１つ目でございます。

次に、検討課題１－２、時代に即した卸役務の在り方についてでございます。皆様御案内のとおり、フレッツ光によるサービス卸の提供ですとか、あるいはMVNOへの卸役務の提供と、固定、移動ともに様々なサービスが展開されているところでございまして、卸の利用が拡大しているところでございます。こういった卸役務につきましては、事業者の創意工夫を促す観点から、相対契約が基本とされて約款規制等が課されていないところでございますけれども、そういった中で卸役務の適正性の確保のために、料金の適正性の検証ですとか、不当な優遇等に関する検証が行われてきたところでございます。こういった検証の在り方等を含めまして、今後の卸の在り方についてどう考えるかというのが検討課題１－２でございます。

次に、検討課題１－３でございまして、これが新たな時代におけるネットワーク開放の在り方というところで、少し大きな話ではありますけれども、５ＧのＳＡの方式につきまして、今、事業者間の協議が進んでいるところでございます。特に書いてございますとおり、２つの主な方式が想定されておりまして、特にライトのVMNOについては、従来の物理的な接続を伴わない形での新たなネットワークの利用形態でございます。これについて、実現したいサービス提供のイメージの具体化ですとか、事業者間の相互理解、こういったことを含めて事業者間の協議が進んでいるところではございますけれども、これを加速して、その機能開放を促すためにどのような方策が考えられるかというのが検討課題１－３でございます。

最後、検討課題１－４でございまして、これについては、一番上のポツは現行制度の説明ですので、検討課題としては下のポツ２つでございます。まず、真ん中のポツについてでありますけれども、現在、二種の禁止行為規制の適用事業者については、市場シェア等を踏まえてＮＴＴドコモのみが指定されているところでございますけれども、これについて、ＮＴＴドコモに加えて、ＫＤＤＩ、ソフトバンク等に対しても課すべきであるという御意見がある一方で、ＮＴＴドコモのみに課すべき、あるいは市場支配力を有すると指定されていない者に対して禁止行為を課すことは適当でない等々の御意見があるところ、この指定の基準の在り方をどう考えるかでございます。これについて参

考資料として、後ろの方に構成員限りではございますが、市場のシェアについてグラフを載せているところでございます。

最後のポツにつきまして、禁止行為規制の在り方についてでございますけれども、こちら、ちょっとページ戻りまして、現在、禁止行為規制について、広く接続、卸関わらず、基本的には不当な優遇の禁止ですとか不当な規律・干渉については禁止をされているところでございます。ただ１点、接続、卸で違いが生じておりますのが、情報の目的外利用というところで、まさに卸のところにバツをつけてございますけれども、こういった違いがございます。戻りまして、こういった内容につきまして、卸役務の利用の拡大ですとかプレーヤーの変化等の市場環境の変化を踏まえてどのように考えるかという点を、最後に検討課題として挙げてございます。

すみません、駆け足でございましたが、主に大きな柱立て１について以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございました。それでは、今の点について皆様の御意見を伺いたいと思います。１－１から１－４まで、いかがでしょうか。

高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】　高橋です。私のコメントですけれども、１－１のところでＬＲＩＣの話が出ていますけど、ＬＲＩＣは非効率性の排除という観点から有効な方式なので、当面は工夫しながら使い続けることになるんじゃないかと思います。これが１点目です。

２点目なんですけど、１－３のところ、５Ｇに関わるところで、この議論もＭＮＯとＭＶＮＯの協議がこれまでなかなか進んでいなかったところはあるんですが、１つの要因は、５Ｇの標準化が遅れていたところが大きな要因かと思いますけれども、この標準化もめどが立ったのかな、もう標準化したのかなというところなので、これからＭＮＯがどういうことを提供できるかだとか、ＭＶＮＯ側がどういうサービスを使いたいのかが具体的にはっきりしてくると思いますので、これは今後、加速度的に協議が進むんじゃないかと私は思っております。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

それでは、西村暢史構成員、どうぞお願いします。

【西村（暢）構成員】　中央大学の西村でございます。個別の論点はこのワーキンググループ以外の会議体でも議論されておりますので、本来的にはそれらの会議体で議論とい

うことになろうと思われますが、今回、検討課題１－２、卸役務についてコメントさせていただければと思います。やはり卸料金が長年高止まりしていたという指摘を受けまして、資料７－４の10枚目で、電気通信事業法において新たに指定設備を用いた卸役務に関して、卸先事業者との協議の適正化、これを目的として、卸役務の提供義務など、そういったものが規制対象に新たに入ってきましたので、またこれも市場検証の場で検証されておりますし、その効果も今後見る必要があるのかと思っておりますので、引き続き厳格に検証を行っていただく必要があるということでコメントさせていただければと思います。

そして、個別サービスの話になって恐縮なんですけれども、やはり別会議体においてメタル固定電話との関係で、光電話ネクストというのが現在、特定卸電気通信役務の対象となっております。法令上ですけれども、電気通信事業者間の適正な競争環境への影響、これを判断基準に用いて、果たして規制の対象に入るかどうかということを議論しております。やはりこういった観点からも、競争環境や代替性を継続的に検討することが法令上も求められていますので、ぜひ総務省におかれては、ＮＴＴをはじめとして、関係事業者の方々からの説明、実態に関わる情報等を収集していただいて、精査していただきたいと考えております。

以上でございます。

【山内主査】　それじゃ、林構成員、どうぞ。

【林構成員】　ありがとうございます。林でございます。まず総論としては、時代に即した卸役務の在り方についてですけれども、先ほど西村構成員がおっしゃったところと重複すると思うんですけれども、卸役務については、これまでも卸料金の適正性であるとか、あるいは光卸に関する不当な優遇が行われていないかといった点について市場検証会議の場でも検証されてきていますので、それはそれで一定の効果があると思いますので、引き続き厳格に検証を行っていくというスタンスがよいのではないかと思いました。

次に、禁止行為規制の在り方なんですけれども、時代に即した禁止行為規制の在り方ということで、接続と卸の関係について、卸はより多様なサービスにつながるという観点から原則として非規制だけれども、ただＮＴＴがフレッツ光、ＦＴＴＨの卸役務の提供を開始して以降、少しずつ規律を強化してきたとも思いますので、接続と卸の規律に差があるということは基本的には合理的だと思います。

ただ、前からおかしいと思っていたことがありまして、それは禁止行為規制に関して、

スライド４ページにありますように、情報の目的外利用の禁止についてでありまして、それについて接続と卸で差がある点です。接続はこの図だと丸ということで規律があるのに対して、卸はバツになっていて規律がかかってないという点です。この点、卸の情報であっても、接続と同じく、情報の目的外利用は公正競争にマイナスの影響を与えることは十分に考えられますので、卸役務に関する情報についても目的外の利用は禁止されるべきではないかと思います。これ、立法の欠缺とまではいわないまでも、早急に規律の差を解消すべきではないかと思います。

最後、二種指定事業者に対する禁止行為規制の内容なんですけれども、先ほど申しました情報の目的外利用の話とグループ内の不当優遇の話に大別されるわけですけれども、現在の競争状況で私なりに考えてみますと、ＮＴＴはＦＴＴＨのサービス卸を行っていて、最近は固定通信サービスとスマートフォンのセット割が競争上の大きな強みになっていると思います。そういった中で、ＮＴＴ東西と同じグループであるＮＴＴドコモに、あるいはＮＴＴドコモのみにといった方が正確かと思うんですけれども、ＮＴＴドコモのみに、情報の目的外利用であるとかグループ内の不当優遇を禁止するという特別の規制を課していることは、現時点でもそれなりの合理性があるんじゃないかと思っています。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

大谷構成員は今チャットで御意見をいただいて、目的外利用を禁止する必要がありますねということですが、御発言されますか。

【大谷構成員】　大丈夫です。書いたとおりです。

【山内主査】　ありがとうございます。他にございますでしょうか。

それでは、２番目の線路敷設基盤の開放の促進等に向けた在り方について、事務局より御説明お願いいたします。

【事務局（榎）】　事務局でございます。資料飛びまして、２つ目のテーマの線路敷設基盤の開放の促進等の在り方についてでございます。検討課題、全部で２つでございまして、まず１つ目でございます。線路敷設基盤の開放の促進等の在り方についてどう考えるかというところで、検討課題２－１、線路敷設基盤の開放の促進の在り方でございます。これは、従来ケーブル連盟等から御意見のあったところでございまして、線路敷設基盤の公平な利用の確保について、現在ガイドラインで公平な提供等の原則が規定されてい

るところでございますけれども、実際電柱等の利用に当たって、強度不足で申請を拒否された場合に算定根拠を提示してほしいですとか、電気事業者と同様のタイミングで早期に利用申請を可能としてほしい等の御意見があったところかと存じます。こういった御意見も踏まえて、線路敷設基盤の開放の促進の在り方についてどう考えるかというところでございます。

次のページ、検討課題２－２でございまして、こちら、インフラシェアリング事業の促進の在り方についてでございます。これ、前に一度、ＪＴＯＷＥＲから御発表いただいたところでございまして、最後の問い立てのところでございますけれども、インフラシェアリング事業者に対しても公益事業特権を適用可能としてほしいという御発表があったかと存じます。公益事業特権に関しましては、今回、23ページについて御説明のスライドを付けておりまして、さらにインフラシェアリングガイドラインにつきましても24ページで、このシェアリングの図も含めて御参考までに付けさせていただいております。こういった公益事業特権につきましては、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者におかれましては、特に電気通信設備の設置に不可欠な線路敷設基盤を整備するためには、やはり転々といろんな土地を利用しながら設備を敷設しないといけませんので、こういったものの円滑化のために、簡易な手続で他人の土地等を利用する権利を行使することを可能とする制度でございます。

これについて今、電気通信事業者に限定をされておりますので、インフラシェアリング事業者についても、電気通信事業者のために、設備ですとか鉄塔を整備するという点においては変わらないところがあろうかと思いますけれども、こういったインフラ整備の促進の観点ですとか、あるいは他方で公益事業特権については、他人の土地使用を制限するという観点で私権の制限という側面もございますので、こういったことを踏まえて、インフラシェアリング事業者等に対して公益事業特権を付与することについてどう考えるかという検討課題を２－２として挙げてございます。

以上２つ、御議論いただければと存じます。

【山内主査】　ありがとうございました。それでは、今の２点について御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】　高橋です。それぞれの点に１つずつあります。

まず２－１の点なんですけれども、電柱の利用については、まずは実態をきちんと把

握することが重要かと思います。いろいろと問題とされている事例が出てくるんですけど、それが多く発生していて構造的なものなのか、それとも例外的なものなのかという点を含めて、その点、実態を明らかにした上で考えるべきじゃないかと思います。これが２－１に対するコメントです。

２－２に関しては、公益事業特権を無条件に認めることは適当でないので、認定電気事業者に使用されているとかという一定の担保をした上で認めることはよいのではないかと考えます。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

相田構成員、どうぞ。

【相田構成員】　相田でございます。私もインフラシェアリングに関して、同じことを前にもどこかで申し上げたことがあって、この場だったかどうか忘れたんですけれども、鉄道事業ですと、自ら鉄道事業を提供するのではなく、鉄道事業者に設備だけを貸す事業者というのが、第三種鉄道事業ということでもって、鉄道事業の中に位置付けられているというケースもありますので、こういうインフラシェアリング事業者も、もしかしたら電気通信事業者のうちに入れてしまうことも考え得るかもしれませんけれども、高橋構成員がおっしゃったように、ちゃんと電気通信事業者に活用されて使用されているという状況の下で公益事業特権を認めるということで問題ないんじゃないかと思います。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。他にいらっしゃいますかね。

西村構成員、どうぞ。

【西村（暢）構成員】　ありがとうございます。私からは、２－１、２－２両方についての総合的なコメントということでコメントをさせていただければと思います。いずれにいたしましても、高橋構成員から的確に御指摘がありましたとおり、実態がどういったものなのかというのは、まず明らかにしなければならないものと思います。併せまして、やはり、いずれの検討課題２－１、２－２についてもガイドラインというものが存在しておりますので、そのガイドラインの運用は検証対象に含めていくべきと考えております。

特にですけれども、電柱等に関して、これは今まで検証対象ではなかったわけでござ

いますので、やはり注意深く見ておく必要があるということは確認させていただければと思います。

以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

林構成員、どうぞ。

【林構成員】　ありがとうございます。私も各構成員のおっしゃっていることと同旨なんですけれども、まず電柱等の利用についてですけど、これも実態を明らかにして検証することが必要じゃないかと思います。かねてより競争事業者から利用の同等性について懸念の声が上がっていて、もちろん同等性の確保は重要だと思うんですけれども、ただ、まだ具体的な事例がどれぐらい発生していて、どういう手続からそういった同等性を損なう事例が生じているのかがよく分かりませんので、そこの実態を明らかにした上での検証が不可欠だろうと思います。これまでも市場検証の場において、局舎のコロケーションはよく検証の課題にされてきたと思うんですけれども、電柱等は検証されてきていないと承知していますので、市場検証の対象に電柱等も追加することが考えられるんじゃないかなと思います。

インフラシェアリングについても、これも相田構成員をはじめとして、各構成員がおっしゃっていたように、インフラシェアリング事業者に対して公益事業特権を認めるというのは、公益事業特権の目的である円滑な整備の促進に合致すると思います。ただ、これも認めるだけじゃなくて、公益事業特権の認定に当たって一定の条件を課すことが必要だと思います。道路占用等の公益事業特権を享受する特別の権利を持っているわけですから、それにふさわしい条件なり認定をしていくことが大事だろうと思います。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。他にいかがですか。ここについては、大体皆様の御意見は同じ方向に行っているんだけど、微妙なところ、少し細かいところは違いますかねという感じですね。他にいいですか。

よろしければ、３番目のテーマ、市場環境の変化を踏まえた電気通信事業の在り方であります。これの御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】　事務局でございます。市場環境の変化を踏まえた電気通信事業の在り方、最後の３つ目のテーマでございます。まず１つ目、検討課題３－１、電報事業の在り方についてでございます。こちらにもざっと制度を書いておりますけれども、後ろの参考

資料を御覧いただければと思います。30ページでございます。電報に係る制度の概要といたしまして、もともと電報事業は当分の間、電気通信事業とみなされていたものでございます。ＮＴＴ東西とＫＤＤＩのみが行うことができるもの、独占事業とされておりました。これに関して、契約約款ですとか料金の認可あるいは事業廃止の許可等の規律が課されていたところでございます。近年、国内電報については利用通数がピーク時から96％減という状況ではありますけれども、現在、2022年で377万通という状況でございます。収支についても赤字に転落している状況でございます。なお、複数者の類似サービスについては、次の31ページ目で、ＮＴＴ東西の電報サービスと類似サービスとの比較を載せてございます。

戻りまして、最後３つ目のポツでありますけれども、国際電報についてでございます。国際電報についても市場が縮小傾向でございまして、下の米印にございますとおり、おおむね１日１通程度という状況でございます。当然、事業収支も赤字傾向であります。こういった電報に関する規律ですとか利用状況等を踏まえまして、戻りますけれども、検討課題３－１に書いてございますとおり、事業者から電報事業の在り方について見直してほしいとの御意見が出ているところでありまして、利用動向ですとか代替手段の普及等の状況を踏まえて、特に以下の規律、ここの米印で書いております３つを引き続き確保することの必要性の観点から、電報事業の独占や許認可等の規律を含む今後の国内電報、国際電報事業の在り方についてどう考えるかという点がまず１つ目でございます。

次に、２つ目であります。これが電話時代の業務規律の在り方というところで、先ほどメタル固定電話に関するＬＲＩＣのところはネットワークの開放で御議論いただきましたので、こちらについてはプライスキャップのところでございます。しかし、プライスキャップにつきましては、公正競争の観点というよりは、ここの１ポツ目に書いてございますとおり、実質的には電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保する仕組みとして機能しておりまして、どちらかというと利用者利益の保護という観点があろうかと思ってございます。こちらに関しても環境変化として、２ポツ目のところは、先ほどメタルの固定電話、ＬＲＩＣのところで申し上げたとおりでありまして、プライスキャップについて、ユニバーサルサービスに関する制度の在り方の議論も踏まえて、引き続きメタル固定電話についてプライスキャップの対象とすることについてどう考えるかが検討課題の２つ目でございます。

最後の検討課題が29ページ、ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規

律の在り方についてでございます。これについて、現行の電気通信事業法では、ネットワーク設備の自己設置や、媒介に着目して規律を定めているところでございますけれども、５Ｇ（ＳＡ）のＶＭＮＯのところで出てございましたとおり、従来のように物理的な接続点が存在しないような形での新たな他者設備の利用ですとか、あるいは設備と機能が分離したりするということでございますので、こういった新たな状況を踏まえて、従来の、回線設備の設置ですとか媒介行為の有無に着目した規律の在り方について、公正競争の確保あるいはサービスの安定的な提供や利用者保護等の観点からどう考えるかというのが最後の３－３でございます。こちらに関して、以上３つのテーマについて御議論いただければと存じます。

【山内主査】　ありがとうございました。それでは、今御指摘いただいた３つの点について皆様から御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうかね。どなたかいらっしゃいますか。

【事務局（榎）】　山内主査、よろしければ、電報のところがございましたので、もしＮＴＴとＫＤＤＩから実際の具体の要望等ありましたらお伺いしていただければと思います。

【山内主査】　なるほど。相田構成員、いいですか、ＮＴＴとＫＤＤＩから先に。

【相田構成員】　結構です。

【山内主査】　それでは、ＮＴＴ、どうぞ。

【ＮＴＴ】　ＮＴＴ東日本の井上でございます。ＮＴＴ東西としてどのように電報事業をしたいかというところでございますので、御回答申し上げます。現在、先ほど事務局からも説明がございましたとおり、国内電報はメールやＳＮＳ、電話や他社の電報類似サービス、こういった代替手段の普及により大幅に利用が減少している状況でございます。現行の規制の下では、電報事業はＮＴＴの独占事業とみなされたままでございますが、あまねくサービス提供することを規定されているということでございますので、撤退の規制が存在してございますし、かつ配達条件、日付、時間帯、料金、こういった見直しにも都度認可が必要となっているような状況でございます。

　市場環境の変化も踏まえますと、ニーズを捉えた料金、あるいは提供料金の設定、配達コストの抜本的削減、こういったことを他の特定信書便事業者と同様の条件の下で、柔軟かつ機動的な事業運営を実現したい、このような要望でございます。

　以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

　それでは、ＫＤＤＩからお願いいいたします。

【ＫＤＤＩ】　ＫＤＤＩの山本です。国際電報につきましても、先ほど事務局から御説明いただいたとおり、取扱い通数が激減しております。これは旧国際電信電話の時代はかなりあったんですが、今は１日１通あるかどうか。これまでの大口のお客様である主に官公庁のお客様もここ数年、実質的に御利用はないというような状況でございます。ですから、いわゆる事業の位置付けを見直しさせていただきたく、この規制の在り方を見直していただいて、緩和していただければと思います。

　以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

　高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】　高橋です。電報事業の在り方なんですけど、ユニバとの関係から考えると、独占を認めた上で料金認可を一部緩和することもあり得るのかもしれないんですけれども、代替的な手段もいろいろありますし、基本的には現在の規律を維持するかしないかというゼロイチの議論をしてもいいのじゃないかと思います。

　以上です。

【山内主査】　それでは、相田構成員、どうぞ。

【相田構成員】　相田でございます。私もまず、電報に関していいますと、国際の方は事情が分からないところもあるんですけれども、国内に関していえば、国民生活に不可欠という、いわゆるユニバーサルサービスの要件にはもう値しなくなっているんじゃないかと思いますので、先ほどＮＴＴがおっしゃっておられたように、他の特定信書便事業者と同等程度に緩和するということで問題ないんじゃないかと思います。

　それから、検討課題３－３でネットワークの仮想化・クラウド化等というところで、これは非常に悩ましいところではあるんですけれども、今まで設備の分割点というところで責任分界を行っていたということであるのに対して、設備の切れ目のないところでの責任分界をどう明確化するのかということで、いわゆる接続もそうですけれども、業務委託のような形態についても、業務委託に伴って個人情報が流出した懸念とかいうところが最近問題になったりもしているわけですので、そういうケースも含めて、事業者間での責任分界の明確化を今後きちんとしていかなきゃいけないんだろうと思っております。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。

林構成員、どうぞ。

【林構成員】　ありがとうございます。電報事業につきましては、先ほど高橋構成員、相田構成員がおっしゃったことと私も同感です。歴史的な使命というのはある程度果たしているのかなという感じがいたしました。

１点分からないのは、ＫＤＤＩに対してですけれども、もし国際電報を廃止する場合に、現在の国際電報の代替手段として想定されるものはどういうものがあるのか、御参考までに教えていただきたいというのがございます。

あと、プライスキャップの点について、１点だけ申したいと思うんですけれども、プライスキャップ規制はもう言うまでもなく利用者保護が目的ですけれども、このプライスキャップ規制の在り方は電話のユニバの在り方と非常に密接に関わってくるので、すなわちユニバーサルサービスの要件の一つとして料金の低廉性がありますので、料金の低廉性を確保するものとしてプライスキャップ規制も手段として意義があるものだということを考えますと、公正競争というよりは、むしろユニバーサルサービスとの関係がより重要かと思いますので、この点、公正競争ワーキンググループと併せてユニバーサルサービスワーキンググループの方も、あるいはユニバの方で議論するのがお座敷としてはふさわしいのかなと思いました。

以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。質問が出ましたので、ＫＤＤＩ、いかがですか。

【ＫＤＤＩ】　ＫＤＤＩ、山本です。林構成員、ありがとうございます。実際のところ、国際電報につきましては、代替手段として電子メールが普通に使われている時代でございますので、本当に１日１通あるのかどうかというぐらいですので、実質的にはこのサービスを廃止しても、お客様は何か支障があるということはないと考えております。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。２番目の点については、御承知だと思いますけど、この後のユニバのワーキンググループで議論することにはなっておりますね。ありがとうございます。

それでは、大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】　ありがとうございます。私自身が電報のヘビーユーザーだということも

ありまして、これからもサービスは提供していただきたいという気持ちはありますけれども、今の議論で出たように、特定信書便の事業者並みの規制に変えることについては十分な合理性があるのではないかと思っております。といいますのも、事業の休止、廃止についてたしか総務大臣の許可を得るということで、いつの間にかなくなっているサービスになっているという心配はないと思いますし、また、参入規制、退出規制に絡んで、十分な周知を行うといった関連規制もあると思いますので、それが残るようであれば、やはり時代の趨勢があるのではないかと思っております。

あともう１点ですけれども、電話時代の業務規律としてプライスキャップ規制ということなんですが、今も特に邪魔になっていない規制の一つではないかと思いますし、また、料金の適正性、アフォーダビリティの確保のための指標の一つとして、政策の選択肢の一つとなり得るものだと思いますので、今後も利用者保護という観点から残すことが望ましいと考えております。

私からは以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。すみません、差し支えなければ、大谷構成員はどんな形で電報を使われるんですか。

【大谷構成員】　電報ですか。慶弔の電報でいろいろ使わせていただいています。

【山内主査】　そういうことですね。ありがとうございます。

次は大橋構成員、どうぞ。

【大橋主査代理】　ありがとうございます。電報事業についてですけれども、従来はもしかすると自然独占性を持つ事業だとか、あるいは他に事業を行う専門性がある事業者がいないとか、多分そういう理由で独占事業になっていたのかもしれませんけれども、そうした独占事業にする意味があるのかどうかというのは、事務局が示していただいた資料のとおり、その必要性はないというか、検討するのが遅きに失したぐらいの時期なのかなということではあるのかと思います。当然独占事業として外れれば認可制という話もなくなるんだという認識でいますけれども、そうした検討を行うのはそうなのかなと伺って思います。

２番目、メタル固定に関するプライスキャップということで、これは縮退していくものですので、現行のやっていることを続けていくということだと思いますけれども、プライスキャップ規制一般で見たときには、低廉性と書かれているのは利用者目線では低廉性だと思いますが、ただ事業者の観点からすると適正性はすごく重要なので、当然そ

の２つのバランスの中でプライスキャップ規制をしっかり運用していくという考え方はしっかり見ていく必要があるのかと思います。

検討課題３－３は重要な視点だと思いますので、具体的な事例を含めて、ぜひ議論に供していただければと思います。ありがとうございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

次、西村真由美構成員、どうぞ。電報、これ、よろしいですか。意見に賛成ということで。

【西村（真）構成員】　はい、結構です。

【山内主査】　さて、他に御意見ございますでしょうか。ありがとうございました。大体電報については、皆様同じような御意見ということと、プライスキャップについては、ユニバとの関係があるのでそちらでの議論ということであれですね。

【事務局（榎）】　すみません、電報に関して一言事務局からよろしいでしょうか。

【山内主査】　お願いいたします。

【事務局（平松）】　信書便事業課です。先ほどの大谷構成員の発言につきまして、少し補足をさせていただければと思います。27ページの一番下のところに、①、②、③と資料に記載されておりますけれども、特定信書便事業になりますと、①の事業の休廃止に係る許可制というのは事後の届出だけになります。それから、②の業務区域の変更、こちらも提供区域は自由に設定することになりまして、どこでもやりたいところだけでできるという形になっており、増減の変更に手続はないという形になっております。また、③の料金は、１通当たり800円を超えていればよい状態になっておりまして、特に手続は不要という形になっております。

一応、念のため補足させていただきます。ありがとうございました。

【山内主査】　ありがとうございます。追加説明がありましたけれども、これに関して、あるいはこれを聞いて何か御意見等ありますか。

【大谷構成員】　大谷ですけど、大丈夫でしょうか。

【山内主査】　大丈夫です。どうぞ。

【大谷構成員】　補足説明ありがとうございました。特定信書便の規制でしたら、御説明のとおりだと思います。事業の休廃止のルールについては、これは事実上でも構わないんですけれども、いつの間にかなくなっていたということがないようにだけはしていただく必要があると理解しております。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。さっきの代替サービスの存在を前提としてというような御意見だったと思います。よろしいですか。

それでは、意見交換に移りたいということです。先ほど、オブザーバの方の御発言で、ソフトバンクからのみになってしまったんですけれども、全体を通じてオブザーバの発言があればお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

【ＫＤＤＩ】　ＫＤＤＩの山本ですけれども、よろしいでしょうか。

【山内主査】　どうぞ。

【ＫＤＤＩ】　大変細かいところで恐縮なんですが、先ほどの議論の中で、接続もしくは卸に関する情報の目的外利用についての議論がございました。当然、目的外利用というのはあってはならないと我々も考えております。ただ、これはルールがないということではなくて、ＭＶＮＯガイドラインの中で、しっかりと目的外利用の禁止ということが書かれております。これに違反した場合は業務改善命令の対象であることもしっかり明記されておりますので、こちらは規律がないということではなくて、しっかりとした規律が現にあるということを一応念のため申し添えておきます。

あともう１点、最初の議論の中で、ＮＴＴ持株の研究開発のお話がありました。これにつきましては、別途チャットで後ほどコメントさせていただきます。

以上でございます。

【山内主査】　ありがとうございます。

それでは、ソフトバンク、どうぞ。

【ソフトバンク】　ソフトバンクの山田です。プライスキャップの件でコメントさせてください。資料７－４の32ページにプライスキャップ制度の説明がございますけれども、もともとこういった指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務ということで、特定電気通信役務がプライスキャップ規制の対象となっていますけれども、事業法の中でもこのような形で、小売料金に直接規制をかけるものは唯一これだけなのかなと考えています。

もともと本来は、このような規制はない方がいいわけで、ただそのためには、卸であるとか接続における競争環境がしっかり整っている必要があるのかなと考えております。今回プライスキャップを見直すに当たって、先ほどユニバ側でというお話があったんですけれども、私どもとしては、これは公正競争の観点でも考えるべき点があるんじ

ゃないかと思っておりまして、例えばなんですけれども、現状、私どもでも「おとくライン」という、ドライカッパを利用した加入者向けの電話サービスを提供しております。ライバルになるのはＮＴＴ東西の加入電話なわけなんですけれども、プライスキャップのためになかなか料金が上がりません。ただ一方で、ドライカッパの料金、接続料は上がっていたりします。こういった中で、このプライスキャップという規制を指定電気通信設備に関わる規制全般で見た場合にどのように評価するかというような、そういった観点も必要じゃないかと思っております。

利用者保護ということで、規制はあった方がいいというのも理解できないこともないんですけれども、ただ、理想としては、きちんと接続、卸の部分で競争が働く、又は、接続料であるとか卸料金がしっかりと低廉化が進んでいる、そういった環境を目指すべきであって、今回のプライスキャップの見直しに当たっては、一種指定に関する、そのような接続料、これはダークファイバと光ファイバもそうなんですけど、特に今後、メタルが縮退した場合に光ファイバの接続料がどのようになるのか、こういったところもしっかりと包括的に踏まえた上で、このプライスキャップはどうあるべきかを見るべきかと思いますので、そのような観点では、ユニバのみならず公正競争のワーキンググループでもこの部分は気にかける必要があるんじゃないかと考えております。

私からは以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。実態はプライスキャップ、ＮＴＴ自体のコスト水準はプライスキャップの上限まで全然来ないので料金が上がらないという、少なくとも計算上はそうなっているところではありますが、それが今の競争条件にどう影響するのかはもう一度詳細に見る必要があるのかもしれません。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。事務局から、何かコメントなり御回答すべき点があれば御発言願いますが、いかがでしょうか。

【事務局（榎）】　特にはございませんが、先ほどのＫＤＤＩがチャットで御回答というのを、できれば口頭で頂戴できればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【山内主査】　そうですね。じゃ、すみません、ＫＤＤＩ、お願いできますか。今、チャットが出ましたけど。

【ＫＤＤＩ】　ＫＤＤＩの山本です。ちょうど今、チャットで送ってしまったところです。先ほど、林構成員からＮＴＴへの御質問の中で、事業化のいわゆる研究開発と事業化から事業拡大の境目という御質問があったときに、ＮＴＴから、これは明確に区別できな

いという御回答がありました。事業拡大は、ＮＴＴ御自身のコメント、回答の中で、競争事業者との差別化ということが書いてあります。なので、これを踏まえますと、公正競争に影響を与えるものを遮断できないということを御発言されたということになりますので、これは極めて慎重に扱うべきと考えております。

あと、そもそもの意見につきましては、前回も申し上げましたとおり、研究開発の実用化というものは、通常は子会社の方が機動的に対応できるというのが一般的なビジネス感覚と考えますので、これも繰り返しになりますが、併せてコメントさせていただきます。

以上でございます。

【山内主査】　今、林構成員から追加の御発言が。どうぞ、林構成員。

【林構成員】　すみません。先ほどＫＤＤＩから補足意見があった情報の目的外利用の件なんですけど、私もＭＶＮＯガイドラインでそういう記述があることは承知しているんですけれども、事務局に確認したいのは、さはさりながら、資料７－４の４ページですが、丸とバツになっていましたよね。一種指定事業者の接続関連ですね。丸になっているというのは、電気通信事業法にそう措置されてあって、卸の部分はＭＶＮＯガイドラインに書いてあるにしても、それはしょせんガイドラインでそう書いてあって、業務改善命令の対象になるということなので、法律に書いてあるのとガイドラインで書いてあるのは全然違うんじゃないかと思うんですけど、そこを補足していただけますでしょうか。

【山内主査】　事務局、いかがでしょう。

【事務局（榎）】　事務局でございます。確かにガイドラインにはありますけれども、まさに業務改善命令はある意味、何か事案があった場合には業務改善命令の対象になるということですので、何か問題が発覚するまではある意味対処できないということになっておりますので、おっしゃっていただいたとおり、法定化されている、法律上明確に禁止されている状態が常にあるというところとガイドラインで定められている状況とは異なるのかと考えてございます。

【林構成員】　ありがとうございました。

【山内主査】　産業によっても違いますけれども、業務改善命令というのは、抜かずの伝家の宝刀なのか、それとも、頻繁に出るのか、それによって違うかも分からないですね。ありがとうございます。

相田構成員、どうぞ。

【相田構成員】　相田でございます。先ほどのソフトバンクのプライスキャップ制度に関することについて、この後のユニバーサルサービスワーキンググループの方で申し上げようかと思っていたところなんですけれども、公正競争という観点からいいますと、今のＮＴＴの固定電話の基本料金体系がかなりゆがんでいるというところが言えるんじゃないかと思います。１つには、そもそも絶対値として、今ソフトバンクもおっしゃったように、ドライカッパの値段の方が上がるところまで来つつあるということと、もう一つ、別に級局別の基本料金があって、昔は通話料に遠近格差があったときに、大きな局の場合には単位料金でかけられる範囲が広いので、その分、遠近が大きいから基本料は高くするんだという御説明だったように記憶しているんですけれども、今や遠近格差もなくなった中で級局格差が残っていて、実態としては、小さいコスト割高な地区の方が基本料金が安くなっているという逆ざやのような状況になっているということで、確かにソフトバンクがおっしゃるように、そういう状況の下で競争しようというと、特にルーラルの地域で競争事業者は大変だろうなということがありますので、確かにこれは公正競争の観点から、プライスキャップ制度が云々ということではなくて、基本料、通話料、特に基本料の在り方について本当は検討すべきなのかと思いました。

以上です。

【山内主査】　ありがとうございます。もっとも、プライスキャップというのはもともとイギリスで始まったときに、上限を決めるけれども、それと同時に、上限というのは料金の総額みたいなやつ。それと今、料金の構成のお話なんですが、料金構成を自由化するというのは一つの目的ではありました。それが公正競争上どうなのかという、そういうことではあるかもしれません。

他にいかがですかね。よろしいですか。事務局、以上の議論でよろしいですか。

【事務局（榎）】　はい、ありがとうございます。

【山内主査】　ありがとうございました。それでは、今後の予定について事務局からお願いします。

【事務局（田中）】　次回会合の日時、議題等については別途御連絡させていただきます。ありがとうございます。

【山内主査】　どうもありがとうございました。次の会議もあるようですので、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上